

## 定期報告制度に係る関係条文等

### 1. 報告・検査等関係

#### ◇建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（報告、検査等）

- 第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第6条第1項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 3 昇降機及び第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第6条第1項第一号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 5～8 （略）

#### ◇建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）

（建築物の定期報告）

- 第5条 法第12条第1項（法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期（法第12条第1項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係る建築物について、建築主が法第7条第5項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第6条第1項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。第6条第1項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。）とする。
- 2 法第12条第1項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及

び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

- 3 法第12条第1項の規定による報告は、別記第36号の2の4様式による報告書及び別記第36号の2の5様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の2の4様式、別記第36号の2の5様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。
- 4 法第12条第1項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による建築物の点検)

- 第5条の2 法第12条第2項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 2 法第18条第7項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して6年以内に行うものとする。

(建築設備等の定期報告)

- 第6条 法第12条第3項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期は、建築設備、法第66条に規定する工作物(高さ四メートルを超えるものに限る。)又は法第88条第1項に規定する昇降機等(以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(法第12条第3項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。
- 2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
  - 3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機(令第138条第2項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。)にあつては別記第36号の3様式による報告書及び別記第36号の3の2様式による定期検査報告概要書に、令第138条第2項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設(以下単に「遊戯施設」という。)にあつては別記第36号の3の3様式による報告書及び別記第36号の3の4様式による定期検査報告概要書に、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)にあつては別記第36号の4様式による報告書及び別記第36号の4の2様式による定期検査報告概要書にそれぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の3様式、別記第36号の3の2様式、別記第36号の3の3様式、別記第36号の3の4様式、別記第36号の4様式、別記第36号の4の2様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。
  - 4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び検査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第6条の2 法第12条第4項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第18条第16項(法第87条の2又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して2年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については6年)以内に行うものとする。

## ◇告 示

**平成20年3月10日国土交通省告示第282号(改正 平成20年3月31日国土交通省告示第414号)**

**建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件**

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第5条第2項及び第3項並びに第5条の2第1項の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項に規定する調査(以下「定期調査」という。)及び同条第2項に規定する点検(以下「定期点検」という。)の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一 定期調査及び定期点検は、施行規則第5条第2項及び第5条の2第1項の規定に基づき、別表<sup>イ</sup>欄に掲げる項目(ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)に応じ、同表<sup>ロ</sup>欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表<sup>ハ</sup>欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第5条第2項又は第5条の2第1項に掲げる調査若しくは点検の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合(調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

第二 調査結果表は、施行規則第5条第3項の規定に基づき、別記のとおりとする。

別表(別紙)

別記(略)

**平成20年3月10日国土交通省告示第283号(改正 平成20年3月31日国土交通省告示第415号)**

**昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件**

建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項の規定に基づき、第6条第3項に規定する昇降機(以下単に「昇降機」という。)について建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第3項に規定する検査(以下「定期検査」という。)及び同条第4項に規定する点検(以下「定期点検」という。)の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から第十までの<sup>イ</sup>欄に掲げる項目に応じ、同表<sup>ロ</sup>欄に掲げる事項(ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表<sup>ハ</sup>欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表<sup>ニ</sup>欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第6条第2項又は第6条

の2第1項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 かごを主索で吊り、その主索を綱車又は巻胴で動かすエレベーター 別表第一
  - 二 駆動装置を機械室を設けずに設置するエレベーター 別表第二
  - 三 油圧エレベーター 別表第三
  - 四 かごを主索で吊り、主索の他端のつり合おもりに設けたリニアモーターで動かすエレベーター 別表第四
  - 五 住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が一・一平方メートル以下であり、かごを主索又は鎖を用いることなく油圧により直接動かすもの 別表第五
  - 六 住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が一・一平方メートル以下であり、前号に掲げるものを除くもの 別表第六
  - 七 昇降行程が四メートル以下の一つの階床内の高さの異なる部分若しくは吹き抜き部分を移動するエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつその床面積が二・二五平方メートル以下のもの 別表第七
  - 八 階段の部分、昇降路の部分その他これらに類する部分に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が九メートル以下のもの 別表第八
  - 九 エスカレーター 別表第九
  - 十 小荷物専用昇降機 別表第十
- 2 前項の規定にかかわらず、法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた昇降機で、当該認定に係る同条第2項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。
- 一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書
  - 二 法第77条の56第1項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。）第63条第一号に規定する図書
  - 三 法第77条の57第1項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第79条において準用する省令第63条第一号に規定する図書
- 第二 昇降機の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 第一第一項第一号に規定する昇降機 別記第一号
  - 二 第一第一項第二号に規定する昇降機 別記第二号
  - 三 第一第一項第三号に規定する昇降機 別記第三号
  - 四 第一第一項第四号に規定する昇降機 別記第四号
  - 五 第一第一項第五号に規定する昇降機 別記第五号
  - 六 第一第一項第六号に規定する昇降機 別記第六号
  - 七 第一第一項第七号に規定する昇降機 別記第七号
  - 八 第一第一項第八号に規定する昇降機 別記第八号
  - 九 第一第一項第九号に規定する昇降機 別記第九号
  - 十 第一第一項第十号に規定する昇降機 別記第十号

別表第一～第十（略）

別記第一号～第十号（略）

**平成20年3月10日国土交通省告示第284号（改正 平成20年3月31日国土交通省告示第416号）**  
**遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件**

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第6条第2項及び第3項並びに第6条の2第1項の規定に基づき、第6条第3項に規定する遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項に規定する検査（以下「定期検査」という。）及び同条第4項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 定期検査及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、遊戯施設について、別表の欄に掲げる項目に応じ、同表の欄に掲げる事項（ただし、定期点検においては損傷、腐食その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表の欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表の欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第6条第2項又は第6条の2第1項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた遊戯施設で、当該認定に係る同条第2項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行ったときに定期検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

- 一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書
- 二 法第77条の56第1項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。）第63条第一号に規定する図書
- 三 法第77条の57第1項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第79条において準用する省令第63条第一号に規定する図書

第二 遊戯施設の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、別記に示すとおりとする。

別表（略）

別記（略）

**平成20年3月10日国土交通省告示第285号（改正 平成20年3月31日国土交通省告示第417号）**  
**建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件**

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第6条第1項から第3項並びに第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、第6条第3項に規定する建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第3項に規定する検査（以下「定期検査」という。）及び同条第4項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 施行規則第6条第1項並びに第6条の2第1項及び第2項の規定に基づき、換気設備、排

煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一㉔欄に掲げる項目のうち一項㉕から(㉖)まで及び(㉗)から(㉘)まで、別表第二㉙欄に掲げる項目のうち一項(㉚)、(㉛)、(㉜)及び(㉝)並びに別表第四㉞欄に掲げる項目のうち三項㉟とする。

第二 定期検査及び定期点検は、施行規則第6条第2項及び第6条の2第1項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの㉔欄に掲げる項目に応じ、同表㉚欄に掲げる事項（ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表㉞欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表㉞欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第6条第2項又は第6条の2第1項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 換気設備 別表第一
- 二 排煙設備 別表第二
- 三 非常用の照明装置 別表第三
- 四 給水設備及び排水設備 別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた建築物で、当該認定に係る同条第2項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

- 一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書
- 二 法第77条の56第1項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「省令」という。）第63条第一号に規定する図書
- 三 法第77条の57第1項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第79条において準用する省令第63条第一号に規定する図書

第三 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の検査結果表は、施行規則第6条第3項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 換気設備 別記第一号
- 二 排煙設備 別記第二号
- 三 非常用の照明装置 別記第三号
- 四 給水設備及び排水設備 別記第四号

別表第一～第四（略）

別記第一号～第四号（略）

## 2. 資格者関係

### ◇建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抄）

（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者）

第4条の20 法第12条第1項に規定する法第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「特殊建築物等調査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録調査資格者講習」という。）を修了した者
- 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

2 法第12条第3項の規定に基づき昇降機（法第88条第1項等を含む。以下この条において同じ。）について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者（以下「昇降機検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第4条の36及び第4条の37において準用する次条（第1項を除く。）から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録昇降機検査資格者講習」という。）を修了した者
- 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

3 法第12条第3項の規定に基づき法第6条第1項第一号に掲げる建築物その他法第12条第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備検査資格者」という。）は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
- 二 建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第4条の38及び第4条の39において準用する次条（第1項を除く。）から第4条の23までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録建築設備検査資格者講習」という。）を修了した者
- 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

### ◇告 示

#### 平成13年3月29日国土交通省告示第356号（改正 平成17年6月1日国土交通省告示第571号）

建築基準法施行規則第4条の20の規定に基づき国土交通大臣が定める要件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20に規定する国土交通大臣が定める要件は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 四 学歴又は実務の経験を偽ったことが判明した者
- 五 故意又は過失により建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の調査又は同条第3項の検査を粗雑にしたことが明らかになった者

## 平成16年9月29日国土交通省告示第1165号

### 建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の25第一号（同規則第4条の37及び第4条の39において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

第1 登録調査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下単に「大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 二 学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下単に「高等学校等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 五 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 七 火災予防業務に関して5年以上の消防吏員としての実務の経験を有する者
- 八 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2第1項に規定する防火対象物点検資格者として5年以上の実務の経験を有する者
- 九 消防法第17条の6第1項に規定する甲種消防設備士として5年以上の実務の経験を有する者
- 十 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

第2 登録昇降機検査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 二 短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して3年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して4年以上の実務の経験を有する者
- 四 高等学校等において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 五 昇降機又は遊戯施設に関して11年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政（昇降機又は遊戯施設に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 七 昇降機又は遊戯施設に関する法令の施行に関して5年以上の実務の経験（前号に掲げるものを除く。）を有する者
- 八 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

第3 登録建築設備検査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当す

る者とする。

- 一 大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して3年以上の実務の経験を有する者
- 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して4年以上の実務の経験を有する者
- 四 高等学校等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 五 建築設備に関して11年以上の実務の経験を有する者
- 六 建築行政（建築設備に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者
- 七 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士の資格を有する者
- 八 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

#### **平成17年6月1日国土交通省告示第572号**

（国等の建築物、昇降機又は昇降機以外の建築設備を点検する場合の資格者の追加）

**建築基準法施行規則第4条の20第1項第三号、第2項第三号及び第3項第三号の規定により国土交通大臣の定める資格を有する者を定める件**

建築基準法施行規則第4条の20第1項第三号、第2項第三号又は第3項第三号の規定による国土交通大臣の定める資格を有する者は、国、都道府県若しくは建築主事を置く市町村（以下「国等」という。）の建築物、国等の建築物の昇降機又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備を点検する場合にあっては、それぞれ同条第1項第一号及び第二号、同条第2項第一号及び第二号又は同条第3項第一号及び第二号に掲げる者のほか、当分の間、それぞれ国等の建築物の維持保全、国等の建築物の昇降機若しくは遊戯施設の維持保全又は国等の建築物の昇降機以外の建築設備の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者とする。

### 3. 登録講習関係

#### ◇建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抄）

（調査資格者講習の登録の申請）

第4条の21 前条第1項第二号の登録は、登録調査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録調査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第1項第二号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前条第1項第二号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録調査資格者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録調査資格者講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三 講師が第4条の23第1項第二号イからホまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録調査資格者講習の受講資格を記載した書類その他の登録調査資格者講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五 登録調査資格者講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 前条第1項第二号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第4条の22 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第4条の20第1項第二号の登録を受けることができない。

一 建築基準法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

二 第4条の32の規定により第4条の20第1項第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

三 法人であって、登録調査資格者講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第4条の23 国土交通大臣は、第4条の21の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第4条の25第四号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として登録調査資格者講習事務に従事するものであること。

イ 建築基準適合判定資格者

ロ 特殊建築物等調査資格者

ハ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学その他の登録調査資格者講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

ニ 建築行政に関する実務の経験を有する者

ホ イからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 法第12条第1項又は第2項の規定に基づく調査又は検査を業として行っている者（以下「調査検査業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第4条の21の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社又は有限会社である場合にあっては、調査検査業者がその親会社（商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員（過去2年間に当該調査検査業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が調査検査業者の役員又は職員（過去2年間に当該調査検査業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2 第4条の20第1項第二号の登録は、登録調査資格者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録調査資格者講習事務を行う者（以下「登録調査資格者講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録調査資格者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録調査資格者講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第4条の24 第4条の20第1項第二号の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録調査資格者講習事務の実施に係る義務）

第4条の25 登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第4条の23第1項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一 建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者であることを受講資格とすること。

二 登録調査資格者講習を毎年1回以上行うこと。

三 登録調査資格者講習は、講義及び修了考査により行うこと。

四 講義は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科 目	時 間
-----	-----

特殊建築物等定期調査制度総論	1 時間
建築学概論	5 時間
建築基準法令の構成と概要	1 時間
特殊建築物等の維持保全	1 時間
建築構造	4 時間
防火・避難	6 時間
その他の事故防止	1 時間
特殊建築物等調査業務基準	4 時間

- 五 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
- 六 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 七 修了考査は、講義の終了後に行い、特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。
- 八 登録調査資格者講習を実施する日時、場所その他の登録調査資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
- 九 不正な受講を防止するための措置を講じること。
- 十 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。
- 十一 修了考査に合格した者に対し、別記第三十六号の二様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第4条の26 登録調査資格者講習実施機関は、第4条の23第2項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録調査資格者講習事務規程）

- 第4条の27 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録調査資格者講習事務（以下この条において単に「講習事務」という。）に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項
  - 二 講習事務を行う事務所及び登録調査資格者講習（以下この条において単に「講習」という。）の実施場所に関する事項
  - 三 講習の受講の申込みに関する事項
  - 四 講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
  - 五 講習の日程、公示方法その他の講習の実施の方法に関する事項
  - 六 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項
  - 七 終了した講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項
  - 八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
  - 九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
  - 十 講習事務に関する公正の確保に関する事項
  - 十一 不正受講者の処分に関する事項
  - 十二 第4条の33第3項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
  - 十三 その他講習事務に関し必要な事項

(登録調査資格者講習事務の休廃止)

第4条の28 登録調査資格者講習実施機関は、登録調査資格者講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録調査資格者講習の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第4条の29 登録調査資格者講習実施機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置かなければならない。

2 登録調査資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録調査資格者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録調査資格者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録調査資格者講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
    - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
    - ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第4条の30 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が第4条の23第1項の規定に適合しなくなったと認めるときは、その登録調査資格者講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第4条の31 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が第4条の25の規定に違反していると認めるときは、その登録調査資格者講習実施機関に対し、同条の規定による登録調査資格者講習事務を行うべきこと又は登録調査資格者講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第4条の32 国土交通大臣は、登録調査資格者講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録調査資格者講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録調査資格者講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第4条の22第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第4条の26から第4条の28まで、第4条の29第1項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第4条の29第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前2条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第4条の34の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により第4条の20第1項第二号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第4条の33 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 講習の実施年月日
  - 二 講習の実施場所
  - 三 講義を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間
  - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
  - 五 講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録調査資格者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3 登録調査資格者講習実施機関は、第1項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録調査資格者講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4 登録調査資格者講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録調査資格者講習を実施した日から3年間保存しなければならない。
- 一 登録調査資格者講習の受講申込書及び添付書類
  - 二 講義に用いた教材
  - 三 終了した修了考査の問題及び答案用紙

(報告の徴収)

第4条の34 国土交通大臣は、登録調査資格者講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録調査資格者講習実施機関に対し、登録調査資格者講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第4条の35 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第4条の20第1項第二号の登録をしたとき。
- 二 第4条の26の規定による届出があつたとき。
- 三 第4条の28の規定による届出があつたとき。
- 四 第4条の32の規定により第4条の20第1項第二号の登録を取り消し、又は登録調査資格者講習事務の停止を命じたとき。

(昇降機検査資格者講習の登録の申請)

第4条の36 第4条の20第2項第二号の登録は、登録昇降機検査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録昇降機検査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第4条の37 第4条の21（第1項を除く。）から第4条の35までの規定は、第4条の20第2項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第4条の23第1項第一号中「第4条の25第四号の表」とあり、第4条の25第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第4条の37の表」と、第4条の23第1項第二号ロ及び第4条の25第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

科 目	時 間
昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	1 時間
建築学概論	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する機械工学	2 時間
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	5 時間
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	1 時間
昇降機概論	3 時間
遊戯施設概論	30分
昇降機・遊戯施設の検査標準	4 時間

（建築設備検査資格者講習の登録の申請）

第4条の38 第4条の20第3項第二号の登録は、登録建築設備検査資格者講習の実施に関する事務（以下「登録建築設備検査資格者講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（準用）

第4条の39 第4条の21（第1項を除く。）から第4条の35までの規定は、第4条の20第3項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第4条の23第1項第一号中「第4条の25第四号の表」とあり、第4条の25第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第4条の39の表」と、第4条の23第1項第二号ロ及び第4条の25第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

科 目	時 間
建築設備定期検査制度総論	1 時間
建築学概論	2 時間
建築設備に関する建築基準法令	3 時間30分

建築設備に関する維持保全	1時間30分
建築設備の耐震規制、設計指針	1時間30分
換気、空気調和設備	4時間30分
排煙設備	2時間
電気設備	2時間30分
給排水衛生設備	2時間30分
建築設備定期検査業務基準	2時間30分

## ◇告 示

### 平成16年9月29日国土交通省告示第1166号

登録調査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習及び登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の25第五号（同規則第4条の37及び第4条の39において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録調査資格講習、登録昇降機検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

第1 登録調査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧〔左欄〕に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

特殊建築物等定期調査制度総論	建築物の維持保全、定期報告その他の定期調査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備、建築施工その他の建築学全般にわたる知識及び技術に関する事項
建築基準法令の構成と概要	建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の基礎知識に関する事項
特殊建築物等の維持保全	特殊建築物等の維持保全についての知識に関する事項
建築構造	建築物の各種構造及びその調査・診断に関する事項
防火・避難	建築物火災現象、防火・避難計画、防火材料、防火構造、防火設備その他の建築物の防火・避難に関する事項
その他の事故防止	日常的に発生する事故の防止及び地震災害対策、水害対策その他の災害対策に関する事項
特殊建築物等調査業務基準	特殊建築物等の定期調査の趣旨、業務内容、実施要領、報告書作成方法その他の特殊建築物等調査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

第2 登録昇降機検査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上覧〔左欄〕に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	昇降機及び遊戯施設の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備その他の建築学全般にわたる基礎知識及び技術に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する電気工学	電気理論、電気機械、制御器具、電気材料、自家用変電設備その他の電気工学に関する事項

昇降機・遊戯施設に関する機械工学	機械材料、材料力学、機械要素その他の機械工学に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	建築基準法令中の昇降機及び遊戯施設に関する部分に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する維持保全	昇降機及び遊戯施設全般の維持保全についての知識に関する事項
昇降機概論	昇降機の沿革、分類並びに構造、機能及び安全装置その他の昇降機全般にわたる知識及び技術に関する事項
遊戯施設概論	遊戯施設に関する基礎的知識に関する事項
昇降機・遊戯施設の検査標準	昇降機及び遊戯施設の定期検査の趣旨、業務内容、報告書作成方法、日本工業規格に定める昇降機及び遊戯施設の検査標準（実施要領及び判定基準を含む。）その他の昇降機定期検査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

第3 登録建築設備検査資格者講習に用いる教材の内容は次の表の上欄〔左欄〕に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄〔右欄〕に掲げる内容を含むものとする。

建築設備定期検査制度総論	建築設備の維持保全、定期報告その他の定期検査制度全般にわたる基礎知識に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備その他の建築学全般にわたる基礎知識及び技術に関する事項
建築設備に関する建築基準法令	建築基準法令中の建築設備に関する部分並びに消防法及びこれに基づく命令中の消防用設備等に関する部分に関する事項
建築設備に関する維持保全	建築設備の維持保全についての知識に関する事項
建築設備の耐震規制、設計指針	建築設備についての耐震関係規定及び設計指針に関する事項
換気、空気調和設備	換気設備及び空気調和設備の基本的事項並びにその技術的基準についての知識に関する事項
排煙設備	建築基準法令並びに消防法及びこれに基づく命令中の排煙設備に関する部分についての基礎知識に関する事項
電気設備	電気設備（屋内配線、照明設備、動力設備、受変電設備、発電設備、蓄電池設備、避雷設備及び通信設備を含む。）に關係する法令並びにその監視・制御及び試験・検査についての知識に関する事項
給排水衛生設備	給排水衛生設備（給水設備、給湯設備、排水設備、通気設備、衛生設備、排水再利用設備及び消火設備を含む。）に關係する法令並びにその監視・制御及び試験・検査についての知識に関する事項
建築設備定期検査業務基準	建築設備の定期検査の趣旨、業務内容、実施要領、判定基準、報告書作成方法その他の建築設備定期検査実務全般にわたる知識及び技術に関する事項

## 平成20年3月10日国土交通省告示第282号 別表

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
<b>1 敷地及び地盤</b>				
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
(4)		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第六十一条又は令第六十二条の八の規定に適合しないこと。
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
<b>2 建築物の外部</b>				
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	法第二十三条、第二十四条、第二十五条又は第六十四条の規定に適合しないこと。
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等を実施した後十年を超え、かつ三年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和四十六年建設省告示第九号第三第四号の規定に適合していないこと。
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
<b>3 屋上及び屋根</b>				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあつては法第六十三条の規定に適合しないこと又は法第二十二條の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあつては同条の規定に適合しないこと。
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
<b>4 建築物の内部</b>				
(1)	防火区画	令第112条第9項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第九項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第一項から第八項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第五項を除く。）の規定に適合しないこと。
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十二項又は第十三項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(4)	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十項又は第十一項の規定に適合しないこと。
(5)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十項に規定する防火設備に損傷があること。

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	
(11)	令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 （一） 令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第十三項を除く。）の規定による防火区画 令第百十五条の二の二の規定に適合しないこと。 （二） 令第百十二条第五項又は第八項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第五項を除く。）の規定による防火区画 令第百七条の規定に適合しないこと。 （三） 令第百十二条第九項、第十項又は第十二項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画 令第百七条の二の規定に適合しないこと。	
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。	
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は第百二十九条の二の五の規定に適合しないこと。	
(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第十二条第一項の規定に基づく調査以後に法第六条第一項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕や模様替え等（以下「修繕等」という。）が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視により確認する。	令第百十四条の規定に適合しないこと。	
(16)	令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十九条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。	
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。	
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(20)		令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	設計図書等により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 令第百十二条第一項から第四項まで又は第十三項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第十三項を除く。）の規定による防火区画 令第百十五条の二の二の規定に適合しないこと。 (二) 令第百十二条第五項又は第八項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第五項を除く。）の規定による防火区画 令第百七条の規定に適合しないこと。 (三) 令第百十二条第九項、第十項又は第十二項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第九項及び第十二項を除く。）の規定による防火区画 令第百七条の二の規定に適合しないこと。
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第十五項若しくは第十六項又は第百二十九条の二の五の規定に適合しないこと。
(23)	天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	設計図書等により確認する。	令第百二十九条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
(24)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
(25)		概ね500平方メートル以上の空間を有する建築物	設計図書等により確認するとともに、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	当該空間の天井に耐震対策がないこと。
(26)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）	区画に対応した防火設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況	防火戸にあっては、各階の主要な防火戸の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、戸の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。防火シャッター等にあっては、各階の主要な防火シャッター等を作動させて確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口の規定に適合しないこと。
(29)		常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感じし自動的に閉	目視により確認する。	令第百十二条第十四項の規定に適合しないこと。

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(30)	防火戸の開放方向	目視により確認する。	令第百二十三条第一項第六号、第二項第二号又は第三項第九号（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第三項第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第一項第六号、第二項第二号及び第三項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。	
(31)	本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第百二十二条第十四項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。	
(32)	防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	
(33)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。	
(34)	常時閉鎖の防火戸の固定の状況	目視により確認する。	常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていること。	
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。
(36)	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障があること。	
(37)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八条第一項又は令第十九条の規定に適合しないこと。
(38)	採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。	
(39)	換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八条第二項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。	
(40)	換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	法第二十八条第二項若しくは第三項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。	
(41)	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項に基づく検査（以下「定期検査」という。）等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	換気設備が作動しないこと。	
(42)	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
(43)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	平成十八年国土交通省告示第千七百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
(44)	吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(45)	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第百三十七条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の二分の一を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を越えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。
(46)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
<b>5 避難施設等</b>			
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。 令第百二十条又は第百二十一条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）の規定に適合しないこと。
(2)	廊下	幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。 幅が令第百十九条の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(3)		物品の放置の状況	目視により確認する。 避難の支障となる物品が放置されていること。
(4)	出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。 令第百十八条、第百二十四条、第百二十五条又は第百二十五条の二（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）又は令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）の規定に適合しないこと。
(5)		物品の放置の状況	目視により確認する。 物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する。 令第百二十六条の規定に適合しないこと。
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。 令第百二十一条の規定に適合しないこと。
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。 著しい錆又は腐食があること。
(9)		物品の放置の状況	目視により確認する。 避難に支障となる物品が放置されていること。
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。 避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十条、第百二十一条、第百二十二条又は第百二十三条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第百二十条並びに第百二十三条第三項第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第百二十条並びに第百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号、第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。
(12)			幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第百二十三条、第二十四条又は第百二十四条（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第百二十四条第一項を除く。）の規定に適合しないこと。
(13)			手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第百二十五条の規定に適合しないこと。
(14)			物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること。
(16)	屋内に設けられた避難階段		階段室の構造の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十三条第一項（令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。
(17)	屋外に設けられた避難階段		屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十三条第二項（第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第二項第二号を除く。）の規定に適合しないこと。
(18)			開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
(19)	特別避難階段		バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第百二十三条第三項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第一号、第九号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十一号を除き、令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第一号、第二号、第九号及び第十一号を除く。）の規定に適合しないこと。
(20)			付室の排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	昭和四十四年建設省告示第七百二十八号の規定に適合しないこと。
(21)			付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以上に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(22)			付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(23)			物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準		
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	
(26)			可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。	
(27)	排煙設備		排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(28)			排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。	
(29)			自然排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
(30)		その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の六又は第百二十六条の七の規定に適合しないこと。
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。	
(32)	非常用エレベーター			乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
(33)				乗降ロビーの排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
(34)				乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
(35)				乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(36)				物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。
(37)				非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと。
(38)	非常用の照明装置			非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の四の規定に適合しないこと。
(39)				非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	
6	<b>その他</b>					
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。	

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(3)	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
(4)		上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
(6)	煙突 建築物に設ける煙突 令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かかれ等があること。
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
(8)		煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。